

資料 90-4

信書便約款の変更の認可について

(諮問第1249号)

(公印・契印省略)

諮問第1249号
令和6年2月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問書

株式会社セルート（代表取締役 高木 恵理）から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第1項の規定に基づき信書便約款の変更の認可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

当該申請について審査した結果は、別紙2のとおりであり、同条第2項に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

信書便約款の変更の認可申請の概要

株式会社セルートから、信書便約款の変更の認可申請があった。

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者	株式会社セルート (平成 15 年 5 月 27 日許可・1号、2号、3号役務)	
1 役務の名称及び内容	1号役務、2号役務及び3号役務の名称変更、インターネットによる注文方法の追加並びに提供区域等の掲示方法の追加	
2 引受けの条件		
(1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品	—	
(2) 大きさ及び重量の制限	—	
(3) 送達に適するよう包装し、不適當な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装	—	
(4) 宛名は、送り状を外装に張付け又は信書便物の表面に記載	—	
引受けの場所	営業所等	—
	差出人指定の場所	—
	あらかじめ差出人との間で定めた場所	—
(6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披	—	
3 配達条件 (誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達等)	—	
4 転送及び還付の条件		
(1) 転送は届出から一年以内に限り速やかに転送 (転送範囲は提供区域内) 等	—	
(2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から	—	

	還付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等	
5	送達日数	
	【1号・3号役務】 ① 配達予定日の記載がある場合：当該配達予定日 ② 配達予定日の記載がない場合：最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日（離島等の場合は相当の日数を経過した日）	—
	【2号役務】 差出時から3時間以内	—
6	料金の收受及び払戻の方法	
	(1) 引受時	—
	收受の方法	—
	配達時（受取人払）	—
	後払	—
	前金払又は概算払	—
	クレジットカード払い	—
	(2) 払戻しの方法 差出人への持参等	—
7	送達責任の始期及び終期	
	(1) 差し出されたとき	—
	(2) 受取人への引渡（同居人、管理者等を含む）	—
	郵便受箱等への投函	—
	メール室への配達	—
8	損害賠償の条件	
	(1) 引受けから配達までの間に生じた信書便物の滅失等について損害賠償責任を負担（ただし自己／使用者	平成31年の商法の改正（運送・海商法制に係る見直し）に合わせた規定内容の変更

	の無過失を証明した場合はこの限りでない)	
	(2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責	—
	(3) 責任限度額を上限として損傷の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意／重過失により生じた場合には一切の損害を賠償	—
	(4) 損害に関する責任は、受取後1年以内に裁判上の請求をしなければ消滅し、この期間は損害発生後に限り合意により延長可能 (損傷については、受取後14日以内に通知が必要)	平成31年の商法の改正（運送・海商法制に係る見直し）に合わせた規定内容の変更
9	その他特定信書便事業者の責任に関する事項	
	業務委託に関する事項	信書便事業者以外の事業者との業務委託に関する規定内容の追加

※網掛部分以外に役務の名称の変更等に伴う形式的な変更あり。

信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要

株式会社セルートからの信書便約款の変更の認可申請について審査した結果の概要は以下のとおりであり、法第 33 条第 2 項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(法第 33 条第 2 項第 1 号)

条件等	審査概要	適否
役務の名称及び内容	役務の名称を変更するとともに、注文方法や提供区域等の掲示方法を追加するものであり、役務の内容が適正かつ明確に定められている。	適
引受け	従前と同様であり変更はない。	—
配達	従前と同様であり変更はない。	—
転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
送達日数	従前と同様であり変更はない。	—
料金の收受・払戻し	従前と同様であり変更はない。	—
送達責任	従前と同様であり変更はない。	—
損害賠償	損害賠償の条件が明確に規定されており、かつ、消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 8 条及び第 9 条に抵触しないものであると認められる。	適
その他	追加された業務委託に関する事項が適正かつ明確に定められている。	適

- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(法第 33 条第 2 項第 2 号)

条件等	審査概要	適否
差別的取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適